

阪神南地域サステナブルツーリズム連絡協議会 設置要綱

(目的)

第1条 阪神南地域の活性化、地域価値の向上および地域への愛着醸成を目的として、「サステナブルツーリズムによる阪神南地域の魅力発見プロジェクト」を実施する。目的達成のため、地域の安全・安心を守り、魅力向上に資する武庫川等の土木インフラを活用しつつ、地域内外の人々が地域の魅力を発掘・再認識する機会を創出する。あわせて、環境負荷の少ない手法にて、多様な主体が連携・協働することで、持続可能な取組として発展させていくことを目指す。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) プロジェクトにおけるソフト事業の取組内容に関すること
- (2) 取組内容の検証および改善・拡充に関すること
- (3) 持続的な取組とするための体制および役割分担に関すること
- (4) その他、協議会の目的達成に必要な事項に関すること

(事務局)

第3条 協議会の事務局は、兵庫県土木部道路街路課および河川整備課、阪神南県民センター西宮土木事務所に置く。

(会長)

第4条 協議会に、会長および副会長を置く。

- 2 会長、副会長は互選によって定める。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長が遂行できない場合は、副会長がその職務を代理する。

(協議会)

第5条 協議会は、事務局が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員は、協議会に出席できないとき、代理人を出席させることができる。
- 4 事務局は、必要に応じて、委員以外の者に対し出席を求め、説明・意見を聴くことができる。
- 5 事務局は、必要があると認めるときは、書面又はオンラインによる方法で協議会を開催することができる。
- 6 協議会は、非公開とする。
- 7 協議会終了後、会議資料及び議事概要をHPで公開する。

(幹事会)

第6条 協議会は、円滑な運営に資するため、協議会の下に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、協議会から委任された事務を処理する。
- 3 第5条第1項から第6項までの規定は、幹事会に準用する。この場合において、同条第1項から第6項の「協議会」とあるのは「幹事会」と、「委員」

とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(組織)

第7条 協議会は、別表1に掲げる委員で構成する。

2 幹事会は、別表2に掲げる幹事で構成する。

(謝金)

第8条 第7条第1項および第2項に定める委員又は幹事（行政機関委員を除く）が、協議会または幹事会に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 前項の規定により、支給する報償の額は、兵庫県委員会の委員等の報償及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第24号）のとおりとする。

(旅費)

第9条 第7条第1項および第2項に定める委員又は幹事（行政機関の委員又は幹事を除く）が、協議会又は幹事会の職務を行うために会議に出席、又は旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年条例第44号）の規定により、旅費を支給する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、令和8年7月31日から施行する。

別表 1（第 7 条関係）委員

区分	所属			役職	氏名
学識/連 携団体 (大学)	武庫川女子大 学	社会連携推進セ ンター		センター 長	福井 誠
	大手前大学	現代社会学部		教授	海老 良平
関 連 市 行政/地 域振興	尼崎市	経済環境局 経済部	商業観光課	課長	村井 大輝
	西宮市	産業文化局	産業部	部長	四條 由美子
	芦屋市	市民生活部環 境・経済室	地域経済振 興課	室長兼課 長	平見 康則
関 連 市 行政/基 盤整備	尼崎市	都市整備局	土木部	部長	片瀬 元
	西宮市	土木局道路部	道路部	部長	橘 光一
	芦屋市	都市政策部	都市基盤担 当	部長	足立 覚
関連市/ 観光	尼崎市	(一社)あまがさ き観光局		事務局長	来馬 重則
	西宮市	(一社)にしの みや観光協会		事務局長	志伯 功
	芦屋市	(一社)芦屋観 光協会		委員	天井 規雄
交通/沿 線 活 性 化	西日本旅客鉄 道株式会社	近畿統括本部 兵庫支社		課長	岸本 佳之
	阪急電鉄株式 会社	沿線まちづくり 推進部		部長	抱江 卓哉
	阪神電気鉄道 株式会社	沿線価値創造推 進室		部長	宮西 幸治
兵庫県 行政	兵庫県	土木部	道路街路課	課長	竹本 修
	兵庫県	土木部	河川整備課	課長	中田 和秀
	兵庫県	阪神南県民セン ター	県民躍動室	阪神交流 参事	梅田 裕嗣
	兵庫県	阪神南県民セン ター	西宮土木事 務所	事務所長	勝野 真

別表 2 (第 7 条関係) 幹事

区分	所属			役職	氏名
連携団体(大学)	武庫川女子大学	社会連携推進センター	社会連携推進課	課長	福崎 千秋
	大手前大学	現代社会学部		助教	鈴木 朋美
関連市行政/地域振興	尼崎市	経済環境局経済部	商業観光課	係 長	竹中 智郁
	西宮市	産業文化局産業部	商工課 (都市ブランド発信担当)	担当課長	中村 秀也
	芦屋市	市民生活部環境・経済室	地域経済振興課	係 長	前川 陽之
関連市行政/基盤整備	尼崎市	都市整備局	土木部道路課	課長	田中 知樹
	西宮市	土木局道路部	道路建設課	課長	中原 拓郎
	芦屋市	都市政策部都市基盤室	道路・公園課	課長	石濱 晃生
関連市/観光	尼崎市	(一社)あまがさき観光局		総務部長兼地域連携・広報担当	高村 陽子
	西宮市	(一社)にしのみや観光協会		事務局長	志伯 功
	芦屋市	(一社)芦屋観光協会		理事	藤原 正彦
交通/沿線活性化	西日本旅客鉄道株式会社	近畿統括本部兵庫支社		課長	岸本 佳之
	阪急電鉄株式会社	沿線まちづくり推進部		課長	平野 里美
	阪神電気鉄道株式会社	沿線価値創造推進室		課長	西岡 香里
兵庫県行政	兵庫県	土木部	道路街路課	班長	近成 純
	兵庫県	土木部	河川整備課	主幹	向 和哉
	兵庫県	阪神南県民センター	県民躍動室	班長	廣瀬 玲奈
	兵庫県	阪神南県民センター	西宮土木事務所	所長補佐	守 宏美
	兵庫県	阪神南県民センター	尼崎港管理事務所	副所長	藤原 史明
	兵庫県	阪神南県民センター	尼崎港管理事務所	所長補佐兼課長	長谷川 美穂